

## 十和田市キャッシュレス決済導入事業仕様書

### 1. 事業名

十和田市キャッシュレス決済導入事業

### 2. 設置場所及び設置台数等

設置場所	所在地	設置数
十和田市役所 本館1階 市民課窓口カウンター上	青森県十和田市西十二番町6番1号	1台
十和田市役所 本館1階 税務課窓口カウンター上	青森県十和田市西十二番町6番1号	1台

### 3. 事業内容

- (1) 「6. 調達する機器」の(1)から(5)に掲げる機器等を調達し、各設置場所に設置の上、運用に必要な設定・保守・職員に対する操作研修等を行うこと。
- (2) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務を行うこと。

### 4. 初期導入作業にかかる業務期間

契約締結日から令和6年10月18日(金)まで

### 5. 導入スケジュール(想定)

スケジュール	内容
令和6年6月25日(火)	プロポーザル審査終了及び決定通知発出
決定通知発出から令和6年7月12日(金)まで	契約に向けた協議、契約締結
契約締結から令和6年10月15日(火)まで	機器調達、設定、職員への操作研修等
令和6年10月16日(水)	稼働開始

### 6. 調達する機器

次の機器等を調達し、各導入窓口に設置の上、運用に必要な設定、登録等を行うこと。なお、(1)から(5)までの機器については無線又は有線により接続し、それぞれの機器が連携し動作すること。また、外部からのインターネット回線が必要な場合は、提案見積書(様式5)にその旨を明記し、費用を計上すること。

#### (1) キャッシュレス決済端末(2台)

- ア 「8. 指定納付受託義務について」の(2)の導入する決済サービスに記載のキャッシュレス決済が可能であること。
- イ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- ウ カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- エ PCI DSS の現行基準に準拠しているクレジットカード情報非保持型の機種であること。

#### (2) POS機能を搭載した機器(2台)

- ア キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
- イ 対面カウンターの上に設置可能であり、来庁者側と職員側の両方にタッチパネルモニタを装備していること。
- ウ 決済誤り等発生時に返金処理が容易に可能であること。
- エ 日次及び月次のデータを集計した日報及び月報を出力すること。
- オ 窓口の名称、決済日、手数料等の名称、金額及び件数並びに決済手段が記載された明細を決済後にCSV形式等で出力することができること。なお、明細は決済ブランド別に出力できることが望ましい。
- カ POS レジ集計データは国内のクラウドサーバーに保管されること。
- キ インボイス（適格請求書）制度に対応すること。
- ク 将来的に税金の納付書のバーコード読み取りによる支払いを行えるようなバーコードスキャナ実装しているか、または機能拡張できること。

### (3) 自動釣銭釣札機（2台）

- ア 現行の日本銀行券及び貨幣を取り扱えること。また、令和6年7月の紙幣の改刷に対応することとし、以降の改刷及び改鋳に対応可能なこと。
- イ 不良な日本銀行券及び貨幣のリジェクト機能を有すること。
- ウ 常時、機内の現金残高を集計する機能を有すること。
- エ 施錠可能であり、別途管理するための鍵があること。
- オ インボイス（適格請求書）制度に対応すること。
- カ 利用者金銭投入時の動画録画機能等により、利用者とのトラブル防止機能があること。

### (4) レシートプリンタ（上記POS機能を搭載した機器に搭載するものも含む）（2台）

- ア 現金決済、キャッシュレス決済に関わらずレシートの発行が可能であること。
- イ レシートには任意の文字、証明書等の種類、市章等の印字が可能であること。
- ウ オートカット機能を有すること。
- エ 納品時にレシート用ロール紙を1台につき12ロールを付属すること。

### (5) 機器設置用部品及び付属品一式

(1)から(4)までの機器の設置及び運用に必要な機器、その他本業務の履行に必要な機器及び付属品を調達すること。

## 7. 設定・保守・職員に対する操作研修の実施

### (1) 機器の設定のサポート

- ア 機器の設定のサポートを行うこと。
- イ 導入時の設定内容については、本市と調整の上、決定すること。

### (2) 保守対応

- ア ハードウェア及びソフトウェアを含めたシステム全体の保守に対応すること。
- イ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制をあらかじめ明確にすること。

ウ 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

エ 稼働初日は不測の事態に速やかに対応できるよう、設置場所付近にて立会いを実施すること。

(3) 職員に対する操作研修等

機器の操作に関する研修等を行うこと。なお、具体的な研修の実施方法等は、本市と調整の上、決定すること。

(4) 操作マニュアル

機器の操作マニュアルを納品すること。なお、操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

8. 指定納付受託義務について

事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った者に代わって当該歳入等を納付する事務（以下「納付事務」という。）を行うこと。

(1) 参考までに、令和5年度における市民課及び税務課の窓口納付事務の対象となる取扱件数及び金額総額は、以下のとおりである。

窓口納付事務の対象となる証明書等の名称	令和5年度実績	
	取扱件数	総額
市民課交付分	51,515件	20,353,400円
税務課交付分	9,216件	2,962,800円
計	60,731件	23,316,200円

(2) 導入する決済サービスは、次のとおりとする。その他の対応可能な決済サービスは、提案によるものとする。

決済サービス	概要
クレジットカード	VISA、Mastercard及びJCBのうち2種類以上に対応可能であること。
電子マネー	各種交通系IC、nanaco、WAON及び楽天Edyを含む4種類以上に対応可能であること。
コード決済	PayPay、auPAY、d払い及び楽天Payを含む4種類以上に対応可能であること。

(3) 納付事務に係る収入金は、原則として、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、本市指定の口座に振り込むこと。なお、当該振込に係る手数料は、指定納付受託者の負担とすること。

(4) 納付事務に係る決済手数料の料率は、提案によるものとし、決済サービスごとに明示すること。

(5) 明細は設置場所ごとの内訳が確認できるようにすること。

- (6) 決済手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。
- (7) 決済手数料は、原則、指定納付受託者からの別途請求により、各月ごとに一括で支払う方法とする。

## 9. その他

- (1) 導入時の各種設定内容、設置については、本市と打合せのうえ決定すること。
- (2) 導入する窓口において、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため、取扱い可能な決済ごとのブランドロゴマークを事業者の負担により掲示すること。
- (3) 事業者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、本市の承諾を得た場合には、この限りでない。
- (4) 事業者は、本業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は本業務の履行以外の目的に使用してはならない。また、第三者への委託先にも本義務が及ぶものとする。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。
- (5) 事業者は、本契約による業務を処理するため個人情報等を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 本仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、本市と事業者で協議の上、決定する。

以上